

ワークヒル土浦

平成24年度第1回講座 5月生募集

新しい
自分発見!

申込方法 / ①希望講座名、②住所、③氏名(ふりがな)、
④年齢、⑤電話番号を往復はがきに記入し郵送または、官製はがきを窓口へ持参
※親子講座はお子さんの名前(ふりがな)、年齢、性別も記入



申込締切 / 4月20日(金)(必着)
◎定員を超えたときは抽選
(申込少数のときは、中止となることがあります)
◎はがき1枚につき1人1講座
◎受講料に保険料、教材費が含まれます。

申問 ワークヒル土浦(〒300-0027 木田余東台四丁目1-1 ☎826-2622)

講座名	対象者	曜日	時間	定員	回数	日程	受講料
コンシャスヨーガ	一般男女	火	15:45~17:00	30人	10	5/8~7/24	5,000円
ベビー&ママエアロ	3~10か月児*1とその親	水	11:30~12:30	30組(60人)	10	5/9~7/11	5,000円
陶芸教室(昼間コース)	一般男女	水	13:00~15:00	20人	10	5/9~7/11	7,000円
陶芸教室(夜間コース)	一般男女	木	18:30~20:30	20人	10	5/10~7/12	7,000円
健康太極拳・八段錦	一般男女	木	19:00~20:30	30人	10	5/10~7/12	5,000円
はじめてのピアノ	一般男女(初心者)	金	10:00~11:00	10人	10	5/11~7/20	10,000円
親子リズムエアロⅠ	2、3歳児とその親	金	9:30~10:45	30組(60人)	10	5/11~7/13	5,000円
親子リズムエアロⅡ	1歳児*2とその親	金	11:00~12:15	30組(60人)	10	5/11~7/13	5,000円
チビっ子体操	4~7歳児	金	16:30~17:30	15人	10	5/11~7/13	10,000円

※1 首がすわっているお子さんが対象

※2 歩行可能なお子さんが対象

学生納付特例制度

学生で国民年金保険料の納付が困難なときに利用できます

学生納付特例制度とは、保険料の納付が困難なときに、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることのできる制度です。

国民年金担当窓口に申請し、年金事務所で前年の所得などをもとに審査を行い、承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

申問 国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2440)
土浦年金事務所(☎824-7121)

●学生納付特例の対象となる学生は？

大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上で都道府県知事の認可を受けている学校)などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の場合に対象となります。

●学生納付特例の承認期間は？

4月または20歳誕生月から翌年3月までのため、申請手続きが毎年度必要となります。



●手続きのときに持参するものは？

- ①年金手帳
- ②平成24年度有効の学生証または在学証明書(コピー可)
- ③はんこ(本人が申請する場合は必要ありません)
- ④会社などを退職なされて学生になった方は、雇用保険被保険者離職票など(コピー可)

*承認期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

*学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間はさかのぼって保険料を納めること(「追納」といいます)ができます。ただし、申請した年度から数えて3年度目以降に追納するときは、当時の保険料に加算金がつきます。

*学生納付特例の承認を受けた期間について、追納をしなかった期間があるときは、老齢基礎年金受給額がその期間分減額されます。